

除草作業委託 特記仕様書

第1章 一般共通事項

1. 一般事項

- 1) この特記仕様書は、枚方市が発注する除草作業委託に適用するものとする。
- 2) 業務の実施については、大阪府都市整備部監修の最新版の土木請負工事必携、本仕様書等によるものとする。
- 3) 業務の実施にあたっては、実施工程表を提出し市監督員と協議の上実施すること。
- 4) 本業務について受注者は、本仕様書並びに作業注意事項を確認し、業務責任者並びに主任技術者は草刈技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
また、業務責任者並びに主任技術者に関しては、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ等がないよう配慮すること。

2. 法令等の遵守

業務の実施にあたり、受注者は建設業法・道路交通法・都市公園法・騒音規制法・労働基準法・廃掃法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等業務実施に関する諸法令規則の遵守すること。

- 業務車両については自動車 NOx・PM 法(車種規制)等規制条件を満たしておくものに限る。

なお、本業務受注者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。

3. 疑義

特記仕様書及び設計図書等に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

4. 苦情・要望等の処理

業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに市監督員に報告すること。

また、苦情・要望等を受けたときも同様に市監督員に報告し協議をおこなうこと。

5. 安全管理

- 1) 業務区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。
- 2) 作業中は安全確保のため、通行人・車両の誘導を行い、建造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
万一損害を与えた場合は、速やかに市監督員に報告するとともに受注者の責任において処理すること。
- 3) 路線(路上)作業では危険防止のため、交通誘導員・カラーコーン等を設け道路協議書に基づく安全管理を行い作業すること。
- 4) 路線(路上)作業では、危険防止のため交通誘導員を作業箇所前後に1名ずつ(合計2名)配置するものとする。
なお、各公園についてはこの限りではない。
- 5) 現場作業員は安全(防護衣・防護具等の使用)重視し作業すること。
- 6) 受注者は作業などを行う際の飛び石等が通行人及び隣接家屋、その他施設等に被害を及ぼすことが無いように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。

6. 提出書類

- 1) 提出書類については、提出書類一覧表(枚方市ホームページ参照)をもとに作成し、期日内に提出すること。
- 2) その他提出書類については、市監督員指定の様式にて作成するものとする。

7. 写真管理

- 1) 業務写真は、作業前・作業中・作業後の3枚一対とし、同一場所(同一風景)で撮影するものとする。
- 2) 業務写真は、原則として一箇所当たり(作業前・中・後・集草・積込・塵芥・処分 七枚で一対)を作業範囲にもよるが、概ね2~5対程度撮影するものとし、数日間にわたる作業についても作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
また、作業車両を含める写真については必ず受注者の**社名が確認できるよう撮影**すること。
処分状況写真も同等とする。
- 3) 業務黒板は、業務名等・箇所番号・箇所名・月日・作業内容・作業(前・中・後・集草・積込・塵芥・処分)を明記すること。
- 4) 業務写真には、作業風景及び路線・路上にて交通誘導員を配置するとともに、必ず配置人員全員が写るよう明確に撮影すること。
- 5) 作業(作業前・作業中・作業後)写真は三枚一対とするが、集草・積込・塵芥・処分状況も作業毎に撮影するものとする。
- 6) 電子黒板(アプリ)を使用しての写真管理は不可とする。

8. 作業終了に伴う検査(市監督員)

- 1) 現場検査
 - 検査は基準として一箇所作業完了後、直ちに行うものとする。
 - 検査の基準として除草した刈草の高さ及び清掃の状態を判断材料とする。
 - 検査を受けようとする箇所は、受注者によってあらかじめ検査を受けられるような状態にして担当市監督員へ速やかに連絡をし、検査日を設定すること。
 - 検査の結果、これに満たない場合は再作業を要求するものとする。
 - 再作業を要求された場合は速やかに作業をし、再度検査をするものとする。
また、再度検査の結果が満たない場合は再々作業を要求するものとする。
これに対しての検査も上記と同様とする。
- 2) 書類検査
 - 工程終了後に実施行程表ならびに写真・打合せ簿・業務日報・交通誘導員日報等を整備し、速やかに提出し書類検査を行うものとする。

9. 完了に伴う検査(検査員)

- 1) 完了検査
 - 完了検査は、工期末日までに整備された書類を提出し、その書類を以って検査員が本業務の検査をするものとする。

10. 契約金支払いについて

- 1) 完了払い
本業務にかかる契約金の支払いは、検査完了後に完了払い金請求書をもって支払いするものとする。

第2章 業務関係

1. 一般共通事項

業務の実施は、第1章・1に基づき行うこと。

2. 管理業務

- 1) 本業務について受注者は本仕様書を確認し、業務責任者並びに主任技術者は技術の向

上をはかり安全作業を遂行すること。

- 2) 業務責任者並びに主任技術者に関しては作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるよう努め、作業時の事故・怪我等にも気を配ること。

また、業務箇所の危険箇所を事前に把握し、作業時の事故・怪我等にも気を配ること。

- 3) 本作業は、機械除草(肩掛式)及び人力除草(抜取を含む)を行うものとする。
- 4) 機械除草については、事前に調査し樹木及び施設等に損傷を与えないように行うこと。
- 5) 人力除草については、指定程度まで行い、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。
この際、土はよくふるい落とすとともに既存植物の根が浮き上がった場合には、よく抑えて植え直すこと。
- 6) 除草跡は凹凸のないようならし、清掃を行うこと。
- 7) 作業中は、通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに市監督員に連絡するとともに受注者の責任に於いて処理すること。
- 8) 集草の処分先については、積算上『(株)前田造園(交野市青山二丁目 2647 地内)』とし、運搬距離は6.5km見込んでいるので契約事項を厳守の上搬入すること。
また、業務完了後には処理証明を提出すること。
- 9) 業務場所から発生する空ビン・ゴミ等の塵芥は、分別を行い、関係法令及び条例を遵守し受注者の責任において適正に処分すること。
また、大型ゴミはこの限りではない。
- 10) 作業で発生した刈草等は、現場に放置せず必ず持ち帰り、良好な現場管理を行うこと。

第3章 その他

1. 受注者は、着手日・完了日・休日等重要事項は、必ず市監督員に連絡すること。
2. 安全対策、住民対策等については受注者で行うこと。
3. 労務単価については、令和2年度公共工事設計労務単価を計上しております。
4. 本市は、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めるため平成27年10月1日「枚方市環境方針」を策定した。
業務に関しては、別紙「環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

< 基本理念 >

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

< 基本方針 >

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成27年10月1日

枚方市長 伏見 隆